

# 協 定 書（令和6年度）

作付品目	支店名	氏 名	電話番号	住 所
水稻				

No.	品 種	圃 場 住 所	面 積	カントリー利用圃場
1			m <sup>2</sup>	
2			m <sup>2</sup>	
3			m <sup>2</sup>	
4			m <sup>2</sup>	
5			m <sup>2</sup>	
6			m <sup>2</sup>	
7			m <sup>2</sup>	
8			m <sup>2</sup>	
9			m <sup>2</sup>	
10			m <sup>2</sup>	
11			m <sup>2</sup>	
12			m <sup>2</sup>	
13			m <sup>2</sup>	
14			m <sup>2</sup>	
15			m <sup>2</sup>	
16			m <sup>2</sup>	
17			m <sup>2</sup>	
18			m <sup>2</sup>	
19			m <sup>2</sup>	
20			m <sup>2</sup>	
21			m <sup>2</sup>	
22			m <sup>2</sup>	
23			m <sup>2</sup>	
24			m <sup>2</sup>	
25			m <sup>2</sup>	
	合 計		m <sup>2</sup>	

『\* 作付する圃場について、記入願います。』

JAあきた北 代表理事組合長 虻川 和義 殿	令和6年 月 日
生産者氏名 _____	
私は、上記協定圃場での『水稻』の栽培について、下記事項を厳守し生産することを約束します。	
記	
1. JAあきた北 水稻栽培暦・防除暦に準じた栽培を行うこと。（令和6年度用 農業生産資材予約注文書 参照）	
2. 生産資材については、資材リストに記載された資材または、同品質の資材を使用すること。	
3. 協定圃場以外の収穫物を、混入しないこと。	
4. この協定に違反した場合、出荷物の取扱いについてJAあきた北代表理事組合長の指示に従うこと。	
5. 異品種混入が確認された場合、農薬の基準値を超えた残留が確認された場合や無登録農薬の使用が確認された場合等、出荷停止及び回収処分等の措置が発生した時は、生産者及び貴JAの損害賠償の請求に応ずることを含め一切の責任を負うこと。	